一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	一八〇kHz、一・〇八MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz

［二　略］

2　前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～三　略］

四　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ　チャネル間隔が三MHzのものにあつては、任意の二・七MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ロ～ホ　［略］

［五・六　略］

［3～5　略］

6　第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものは、同項（第一号ヘを除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ　通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が三MHzのものにあつては、任意の二・七MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ロ～ホ　［略］

［四・五　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第11　略］

第12　携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線

［二　同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［新設］

［イ～ニ　［同上］

［五・六　同上］

［3～5　同上］

6　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［新設］

［イ～ニ　［同上］

［四・五　同上］

別表第二号（第６条関係）

［第１～11　同左］

第12　［同左］